

2020年1月1日

Vol.24

NEWS LETTER

激流の中の盤石

明けましておめでとうございます。

令和に入るやすぐ、独禁法の改正があり、会社法の改正が続きましたが、この先も、企業経営に関する法令の改廃は甚だしいものがあると思われま

それだけ、今という時代は、激流に洗われているといえますが、企業はすべからく、激流に流されない盤石の備えが求められるところです。

その盤石の一つは、常に変化する法令の今を、キャッチしておく知識です。

私の事務所は、会社法、金融法の研究を長年にわたり続けてき、今もその研究をしている広島大学名誉教授の肩書きをもつ弁護士を、そのために置き、事務所をあげて、新しい時代の企業法務を担うべく研鑽を積んでいるところです。

今年の前半には、私とその弁護士との共著による仮称「経済人の教養としての会社法」を上梓する予定です。

今年は、私も、弁護士歴50年になろうとしています。よくぞここまで、岡山の地で生きさせていただき、仕事をさせていただいたもの。この恩に報ゆるには、少しでも専門知識を、皆さまのお役にたつ形で活かしたい。という思いからです。

なお、昨年末、当事務所に、福住涼弁護士を迎え、当事務所の弁護士は7名になりました。福住弁護士は、司法研修所を優秀な成績で卒業したばかりの、たいへん素直な意欲あふれる弁護士です。必ずや皆さまの期待に応え得る弁護士に育ってくれるものと思います。

本年もよろしく願いいたします。

2020年1月1日

弁護士法人菊池綜合法律事務所
代表弁護士 菊池捷男

所属弁護士 新年のご挨拶



弁護士 福住 涼

新年明けましておめでとうございます。福住涼と申します。岡山大学法学部、岡山大学大学院法務研究科を卒業し、昨年12月に司法修習を終え、菊池綜合法律事務所にて、弁護士として勤務を開始いたしました。弁護士という職業は、私の高校時代からの憧れの職業であるため、これからのお仕事につき、期待で胸を膨らませております。もっとも、まだまだ、わからないことばかりの新人ですので、日々精進を重ね、菊池綜合法律事務所の基本理念である「迅速・的確・丁寧」を全うできる先輩方のような一人前の弁護士となり、地域の皆様に少しでも質の良いリーガルサービスを提供することができるようにしたいと思います。若輩者ではございますが精一杯努力していきますので、どうぞよろしく願いいたします。

弁護士 後藤 紀一

新年度には、菊池弁護士の提案で、本を出版することになりました。この本は、会社法その他、企業経営を巡る最新の問題を取り上げて、ウラ話も交え、法律の専門用語には疎い一般の方にも理解できるように書いています。成立したばかりの令和元年会社法改正の概説も間に合い、学者の業績とは別の意味の社会貢献ができると思っております。

弁護士 高橋 絢子

新年明けましておめでとうございます。今年、いよいよ改正民法が施行されることとなり、激動の年となると覚悟しています。初心を忘れず、一つ一つの事件・相談に真摯に向き合うと共に、激動の波にも呑まれないよう、日々邁進していく所存です。皆様によりよい法的サービスを提供できるよう、今年も研鑽を重ねていきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

弁護士 藤原 由季子

明けましておめでとうございます。昨年も沢山の皆様に大変お世話になり、この場を借りて厚く御礼申し上げます。2020年は東京でオリンピックが開催されることもあり、訪日外国人数も増加し、多くの出逢いが生まれるものと思います。私自身も様々な出逢いとご縁を大切にしながら、謙虚さを忘れず、この1年を公私ともに充実させてまいりますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。

弁護士 宮井 啓

旧年中は大変お世話になり、誠にありがとうございました。弁護士として勤務し初めて、今年で6年目になりますが、法律知識はもちろんその他様々なことに目を向けて知識の引き出しを増やし、皆様のお役に立てればと思います。気持ちを新たにして仕事に取り組む所存でございますので、よろしくお願い申し上げます。本年も皆様御健勝で御多幸でありますよう、心からお祈り申し上げます。

弁護士 北内 佑弥

新年明けましておめでとうございます。昨年12月に弁護士となり、早1年が経過しました。この1年の間に様々な経験をさせていただきましたが、まだまだ足りないことも多い状況です。ですから、本年もたゆむことなく日々、研鑽を積むことを忘れないようにしたいと思います。本年も一生懸命に業務に邁進したいと考えていますので、皆様どうぞよろしくお願いいたします。



弁護士菊池捷男の企業法務報告

第1 令和元年12月4日の会社法の改正に至るまで

「1. CGコードができるまで」

2008年に起きたリーマンショックは、世界経済に激震を起こしました。米・欧・日ほか、世界の株式市場は暴落の渦と化しましたが、この反省から^{ほうはい}澎湃として沸き起こってきたのが、コーポレートガバナンス（企業統治）改革の波です。現在までに70か国と地域でコーポレートガバナンス・コード（以下「CGコード」）が策定されております。

「2. 我が国のCGコードが指標とするもの」

我が国の場合、金融庁と東証が2015年に策定し2018年に改訂したCGコードは、下記五つの基本原則を定めました。

基本原則の第1

株主の権利・平等性の確保

指標

- ・ウェブサイトによる株主総会招集通知
- ・政策保有株式
- ・いわゆる買収防衛策
- ・株主の利益を害する可能性にある資本政策（株式の希釈化）など

基本原則の第2

株主以外のステークホルダーとの適切な協同

指標

- ・中長期的な企業価値向上の基礎となる経営理念の策定
- ・ESG問題
- ・女性の活躍促進
- ・内部通報など

基本原則の第3

適切な情報開示と透明性の確保

指標

- ・情報開示の充実（経営陣幹部や取締役の報酬や選・解任基準など）
- ・外部会計監査人の責務
- ・外部会計監査人とCEO・CFO等とのアクセスなど

基本原則の第4

取締役会等の責務

指標

- ・取締役会の役割・責務（経営陣の報酬についてのインセンティブ付け、CEOの選・解任の手続きなど）
- ・独立社外取締役の設置、有効な活用
- ・任意の指名委員会と任意の報酬委員会という仕組みを活

用した統治機構のさらなる充実（指名委員会等設置会社以外の会社につき）

- ・取締役会における審議の活性化など

基本原則の第5

株主との対話

指標

- ・株主との建設的目的を持った対話（エンゲージメント）、
- ・戦略計画や経営計画の策定・公表など

「3. 会社法の改正」

そして、CGコードが先導役を果たし、2019年12月4日会社法が改正されました。その主なものは、次のとおりです。

1 株主総会資料の電子提供

2 株主提案権の数と目的による制限

株主提案権は10議案までに制限された。人の名誉を害する目的のものなどは認めない。

3 取締役報酬に関する規定

指名委員会等設置会社以外の会社（監査役会設置会社と監査等委員会設置会社）の場合も、取締役の報酬基準と取締役の個人別の報酬内容を明確にさせることにし、また、取締役にインセンティブ報酬を与えることも容易にした。

4 社外取締役の設置義務を広げる

一定の要件を満たした監査役会設置会社にも社外取締役を設置することを義務づけた。

5 社外取締役の活用（業務の執行の委託規定）

MBO（経営陣が会社を買収する行為）等のような、取締役がそのまま業務執行すると少数株主の利益を害するおそれがある業務については、社外取締役に業務執行を委託できる規定を置いた。

6 補償契約制度の創設

取締役等が、高度に複雑化している業務を、過度のリスクを背負いながら執行することによる費用や損失を、会社が肩代わりできるようにした。

7 役員等賠償責任保険契約制度（D&O保険）の創設

趣旨は、補償契約制度と同じ。

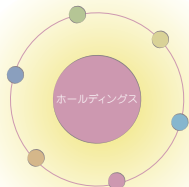
8 株式交付制度の創設

会社がM&Aをする場合に支払う買収対価に、自社株を発行して充てることができる制度を創設した。

第2 これからの我が国に見られる経済事象

前記会社法の改正があったからといって、コーポレートガバナンス改革が終わったわけではありません。これからは、次のような経済事象が生ずると思います。これらの経済事象が見られると、それぞれの段階で、その次にある問題が顕在化すると思われます。そして、また、CGコードが改訂され、やがて会社法が改正になる、というこれまで通ってきた道をさらに先に進むことになるだろうと思います。永遠に。

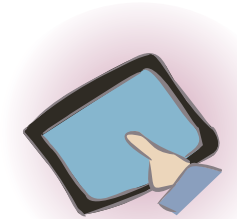
1 ホールディングスや経営統合が増える



4 あらゆる法人でリスク管理(内部統制)システムの整備・強化が進む



7 年功序列型賃金体系が崩れ、頭脳の争奪戦が起こる



11 株主総会資料に限らずペーパーレス化が進む

2 M&Aも増えるが危険も増す(ゾンビ企業も増えるおそれがある)



ゾンビ企業とは、3年連続で借金の利払いが、利益で賄えていない上場会社のこと

5 社外取締役が上場会社以外の会社にも置かれ、かつ増える

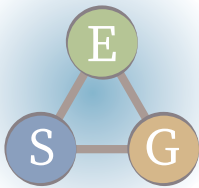


8 経営の専門家という観念が広がる



12 課徴金制度が広がり金額も高くなる

3 ESG投資が会社経営の大きな指標になる



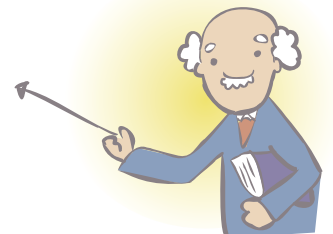
6 経営陣のインセンティブ報酬が広がる



9 指名委員会等設置会社(役員報酬は取締役会内の報酬委員会が決める)が増える



10 CEOの報酬が増える



13 会社法学者だけでなく学者一般や専門家の有用性が意識される

メールマガジン登録受付中!

月に1回ペースで発行しているニュースレターを、メールで配信しています。

QRコードで
登録ページまで
簡単アクセス♪



<岡山弁護士会所属>



弁護士法人菊池綜合法律事務所
Kikuchi Synthetic Law Office L.P.C.

〒700-0807 岡山市北区南方1-8-14

TEL 086-231-3535

FAX 086-225-8787

受付時間 月~金 9:00 ~ 17:00

土 9:00 ~ 12:00

